

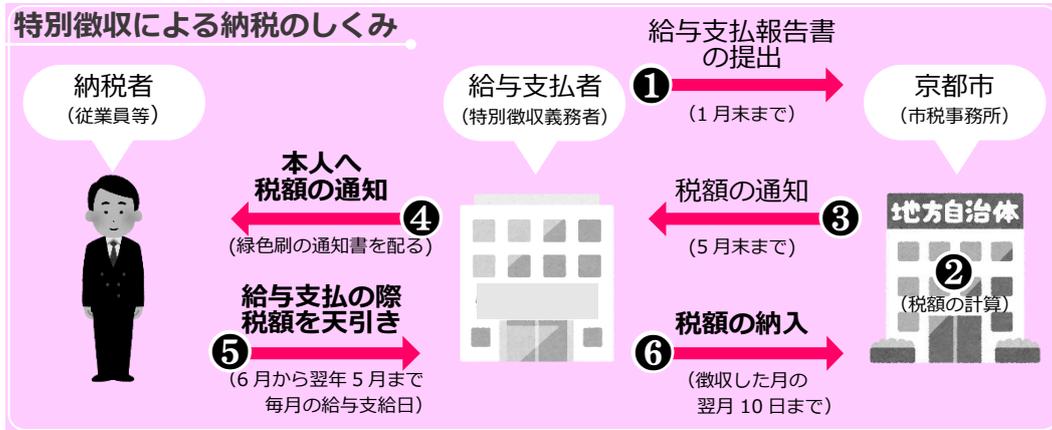
平成 31 年度

給与所得等に係る市民税・府民税

特別徴収の手引

京都府と府内全ての市町村は

原則として全ての事業者を特別徴収義務者に指定し、個人住民税の特別徴収を徹底します。



1 税額通知書の内容を確認

地方税法第 321 条の 3 (個人の市町村民税の特別徴収) 等の規定により、給与所得に係る個人住民税 (市・府民税) は特別徴収で納めることとされており、同法第 321 条の 4 (特別徴収義務者の指定等) の規定により、所得税の源泉徴収義務者である事業者 (給与支払者) は給与所得に係る個人住民税を特別徴収することが義務づけられています。事業者や従業員の希望により選択できる制度ではありません。

2 毎月の給与からの天引き

すでに特別徴収を実施している事業者の皆様につきましても、全ての従業員 (パート・アルバイト等も含む) の特別徴収を実施していただきますようお願いいたします。

すでに退職した人の名前が通知書に載っている…!?

3 天引きした住民税を納入

提出された「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」のうち、平成 31 年 4 月 16 日以降に受け付けたものについては、当初 (令和 1 年 5 月 15 日付け) に送付します通知書には反映されておらず、該当者につきましては、特別徴収対象者として表示されています。

この修正は、変更通知書により、翌月以降に通知します。

なお、退職や転勤をされた従業員等について、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を未提出の場合は、その従業員等に係る特別徴収義務が継続したままとなりますので、取り急ぎ御提出くださいますようお願いいたします。P6~参照

同封書類

1 平成 31 年度給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書 (特別徴収義務者用) 茶色刷

2 平成 31 年度給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書 (納税義務者用) 緑色刷

3 平成 31 年度給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収の納入書

京 都 市

特別徴収義務者の皆様へ

日ごろは、本市の税務行政の推進に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成31年度の市民税・府民税につきまして、貴事業所に特別徴収をお願いすることとなりました。

つきましては、この「給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収の手引」を御覧いただき、特別徴収事務を適切に進めていただきますようお願いいたします。

令和1年5月 京都市長

も く じ

■ 市民税・府民税の主な税制改正について	1
■ 給与からの特別徴収について	
給与からの特別徴収の手続	2
給与からの特別徴収税額の納入方法	3
納入書の記載例	5
給与所得者異動届出書の提出方法	6
給与所得者異動届出書の記載例	7
異動届出書様式	8
特別徴収への切替届出書の記載例	9
切替届出書様式	10
■ 給与所得等に係る特別徴収税額の決定・変更通知書について	
特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）茶色刷の表示内容	11
特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）緑色刷の表示内容	12
■ 退職手当等からの特別徴収について	
退職手当等からの特別徴収の手続方法	14
退職手当等からの特別徴収税額の計算方法	16
退職所得に係る市民税・府民税の納入申告書・納入内訳届出書の記載例	18
納入内訳届出書様式	19
■ 名称等の変更届出書の記載例	20
変更届出書様式	21
■ 京都市のお問い合わせ先／郵送用宛名タグ	裏表紙

eLTAX【エルタックス】について

エルタックスとは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。「給与支払報告書」「給与所得者異動届出書」「名称等の変更届出書」等の電子申告・届出が可能です。利用可能な時間は、8:30～24:00（土日祝、年末年始12月29日～1月3日を除く）です。エルタックスの利用届出や申告方法の詳しい情報については、エルタックスホームページを御覧ください。

ホームページのアドレス <http://www.eltax.jp/>

ヘルプデスクの電話番号 **0570 - 081459**

受付時間 9:00～17:00

（土日祝、年末年始12月29日～1月3日を除く）

市民税・府民税の主な税制改正について

【平成 31 年度市民税・府民税から適用される改正について】

1 配偶者控除の見直し

平成 31 年度市民税・府民税から、配偶者控除の適用については、**納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合に限るもの**とされ、納税義務者の合計所得金額を「900 万円以下」、「900 万円超 950 万円以下」、「950 万円超 1,000 万円以下」の 3 つに区分して、それぞれ配偶者控除額を求めることとされました。

(従来どおり、控除を受けるためには控除対象配偶者の合計所得金額が 38 万円以下である必要があります。)

<見直し後の配偶者控除額>

	納税義務者の合計 所得金額 900 万円 以下	納税義務者の合計 所得金額 900 万円 超 950 万円以下	納税義務者の合計 所得金額 950 万円 超 1,000 万円以下
控除対象配偶者	33 万円	22 万円	11 万円
老人控除対象配偶者	38 万円	26 万円	13 万円

2 配偶者特別控除の見直し

平成 31 年度市民税・府民税から、配偶者特別控除の適用については、**配偶者の合計所得金額が 38 万円超 123 万円以下として、上限額を引き上げるとともに**、納税義務者の合計所得金額を「900 万円以下」、「900 万円超 950 万円以下」、「950 万円超 1,000 万円以下」の 3 つに区分して、それぞれ配偶者特別控除額を求めることとされました。

<見直し後の配偶者特別控除額>

配偶者の合計所得額	納税義務者の合計 所得金額 900 万円 以下	納税義務者の合計 所得金額 900 万円 超 950 万円以下	納税義務者の合計 所得金額 950 万円 超 1,000 万円以下
38 万円超 90 万円以下	33 万円	22 万円	11 万円
90 万円超 95 万円以下	31 万円	21 万円	11 万円
95 万円超 100 万円以下	26 万円	18 万円	9 万円
100 万円超 105 万円以下	21 万円	14 万円	7 万円
105 万円超 110 万円以下	16 万円	11 万円	6 万円
110 万円超 115 万円以下	11 万円	8 万円	4 万円
115 万円超 120 万円以下	6 万円	4 万円	2 万円
120 万円超 123 万円以下	3 万円	2 万円	1 万円
●123 万円超	0 円	0 円	0 円

給与支払報告書等の

エルタックス等による提出義務基準が変わります。

平成 30 年度地方税制改正により、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書の「エルタックス又は光ディスク等による提出」義務制度について、提出義務の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであつ

た支払調書等（給与支払報告書にあっては所得税に係る給与所得の源泉徴収票、公的年金等支払報告書にあっては所得税に係る公的年金等の源泉徴収票）の枚数が 100 枚以上（現行：1,000 枚以上）に引き下げになりました。

上記の改正は、令和 3 年 1 月 1 日以後に提出すべき給与支払報告書及び公的年金等支払報告書について適用することとなりますので御留意ください。

給与からの特別徴収の手続

1 特別徴収税額の通知について

特別徴収税額は、給与支払者（特別徴収義務者）を通じて受給者（納税義務者）へ通知することとなっています。今回、お送りしている書類の説明は下記のとおりです。

なお、**決定通知書の再発行はできませんので、紛失・破損等しないよう注意してください。**

- (1) 平成 31 年度給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書
(特別徴収義務者用) **【茶色刷】**

この通知書は、給与支払者（特別徴収義務者）が各受給者（納税義務者）から徴収していただく各月ごとの合計金額を記載した税額の通知です。**給与支払者（特別徴収義務者）が大切に保管してください。**項目の詳細につきましては **11** ページを参照してください。

- (2) 平成 31 年度給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定通知書
(納税義務者用) **【緑色刷】**

この通知書は、各受給者（納税義務者）に市民税・府民税の特別徴収税額を通知するものです。通知期限は 5 月 31 日となっていますので、**速やかに各受給者（納税義務者）に配付してください。**項目の詳細につきましては **12,13** ページを参照してください。

- (3) 平成 31 年度給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収の納入書

住民税自動振替サービスを利用されている場合など、納入書を使用しないことを事前に連絡していただいている給与支払者（特別徴収義務者）につきましては同封していない場合もあります。今回納入書の同封があり、次年度以降納入書の送付が不要な場合は、次年度の給与支払報告書を提出する際に、総括表にその旨を記載して提出してください。

※エルタックス又は光ディスク等により給与支払報告書の提出をしている場合につきましては、特別徴収税額の決定通知書に加え、税額通知書データも送付しています。

2 特別徴収税額の徴収について

同封の「特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」の納付額欄に、それぞれの受給者（納税義務者）に係る各月の納付額が記載されていますので、**各月の給与の支払いの際に、当該月の納付額を徴収してください。**

各月の特別徴収税額は、該当年度分の特別徴収税額を 12 分割（6 月から翌年 5 月まで）して算出します。（6 月以降に通知したものについては、特別徴収開始月から翌年 5 月までの月数で分割します。）

なお、月割額に 100 円未満の端数があるときは、その端数金額は最初に徴収する月に加算します。また、特別徴収税額が均等割相当額以下の方につきましては、最初に徴収する月にその全額を徴収することとなっています。

3 特別徴収税額の変更について

特別徴収税額を通知した後に、**課税内容に変更が生じた場合**には、「特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用及び納税義務者用）」を送付しますので、給与支払者（特別徴収義務者）から受給者（納税義務者）に変更通知書を配付するとともに、変更月以後については、**変更通知書に記載された変更後の納付額を徴収してください。**

なお、個人の課税内容に関する質問等がある場合は、受給者本人から通知書（納税義務者用）**【緑色刷】**に記載の市税事務所市民税担当へお問い合わせください。

給与からの特別徴収税額の納入方法

1 納入方法について

徴収した納付額については、同封の「給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収の納入書」（以下、「納入書」といいます。）に必要事項を記入のうえ、下記 3 に記載している金融機関等で納入してください。

- 京都市では特別徴収税額の納入について口座振替制度は御利用いただけません。
- 金融機関独自の住民税自動振替サービス等を利用される場合の、京都市の市区町村コードは、特別徴収義務者の所在地にかかわらず「261009」です。
- 同サービスを利用される際は、市区町村コード及び特別徴収義務者指定番号をお間違えのないよう御注意ください。
- 国庫金振込を利用される際の、京都市の指定金融機関は**三菱UFJ銀行京都支店**です。納入時には、振込明細票に特別徴収義務者指定番号及び特別徴収した年月を漏れなく記入してください。

2 納入書について

納入書は、令和 1 年 6 月分から翌年 5 月分までの 12 枚と予備 2 枚の 14 枚綴りとなっていますので、納入に当たっては、それぞれ特別徴収した月分の納入書を使用してください。

書き損じ等により納入書に不足が生じた場合は、京都市ホームページからダウンロードしてください。ホームページについては、裏表紙を参照してください。

納入書の書き方については、5 ページを参照してください。

3 納入場所

市税の納入場所（平成 31 年 4 月 1 日現在）

- 京都市役所・区役所・支所の京都市指定金融機関派出箇所、右京区役所京北出張所
- 指定金融機関及び以下の収納代理金融機関（全国の本店・支店・出張所で取り扱います。）

銀 行	みずほ	三菱UFJ	三井住友	りそな				
	北陸	北國	福井	滋賀	京都	南都	関西みらい	池田泉州
	但馬	福邦	大正					
信託銀行	三菱UFJ	みずほ	三井住友					
信用金庫	京都	京都中央						
信用組合	京滋	近畿産業						
農業協同組合	京都府信用農業協同組合連合会	京都市	京都中央	京都				
その他	商工組合中央金庫	近畿労働金庫						
- 近畿 2 府 4 県の区域内に所在するゆうちょ銀行直営店及び郵便局
（京都府，大阪府，兵庫県，滋賀県，奈良県，和歌山県）
- 上記以外のゆうちょ銀行直営店及び郵便局
既に指定しましたゆうちょ銀行直営店及び郵便局に限り取り扱います。（※）

※ 近畿 2 府 4 県の区域外のゆうちょ銀行直営店及び郵便局を利用するには、京都市の収納機関としての指定が必要になります。未指定のゆうちょ銀行直営店及び郵便局での納入には、**指定通知書**が必要となりますので、指定通知書の送付を希望される場合は京都市市税事務所法人税務担当（特別徴収担当）まで連絡してください。

4 納期限について

徴収した月の翌月の10日（休日又は金融機関の休業日に当たる場合は、その翌営業日）までに納入してください。

なお、納期の特例の承認を受けた場合は下記5のとおりです。

また、納期限後に納入された場合は延滞金が加算される場合がありますので、納期限までに必ず納入してください。

5 納期の特例について

給与の支払いを受ける人が常時10人未満の給与支払者（特別徴収義務者）に限り、市町村長に対して申請を行い、承認を受けた場合は、承認を受けた日の属する月以後の徴収税額については、次のとおり、年2回に分けて納入することができます。

徴収月	納期限
令和1年6月分から 令和1年11月分まで	令和1年12月10日 (11月分の納入書を使用してください。)
令和1年12月分から 令和2年5月分まで	令和2年6月10日 (5月分の納入書を使用してください。)

この制度についての質問や、制度の利用を検討される場合等は、京都市市税事務所法人税務担当（特別徴収担当）までお問い合わせください。（京都市ホームページから申請書のダウンロードができます。）

6 延滞金について

納期限後に税額を納入する場合は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、次の表の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を税額と共に納入してください。

期間	延滞金の割合
納期限の翌日から1月を経過する日までの期間	年 2.6 % (令和1年中) (令和2年1月以後の期間については、各年の特例基準割合に年 1%の割合を加算した割合 (上限は年 7.3%))
納期限の翌日から1月を超える期間	年 8.9 % (令和1年中) (令和2年1月以後の期間については、各年の特例基準割合が年 7.3%に満たない場合は当該特例基準割合に 7.3%の割合を加算した割合 (上限は年 14.6%))

なお、延滞金の額を計算するに当たっては、計算の基礎となる税額に1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨て、計算の基礎となる税額が2,000円未満であるときはその全額を切り捨てます。

また、延滞金が1,000円未満であるときはその全額を切り捨て、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てます。

(注) 「特例基準割合」とは、当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する短期貸出約定平均金利に年1.0%を加算した割合（令和1年中は1.6%）をいいます。

納入書の記載例

京都市からお送りしている納入書には「領収証書」，「納入書」，「納入済通知書」の3種類の調書が綴られています。**3種類とも同様に記入してください。**

書き損じ等により納入書に不足が生じた場合は，京都市ホームページからダウンロードしてください。ホームページについては，裏表紙を参照してください。

（記載例）

金額は訂正できません。
書き損じの場合は，予備の納入書を使用してください。

納入される年月分の納入書を使用してください。
予備の納入書を使用されるときは記入してください。

毎月の給与から徴収した金額を記入してください。
(一括徴収分を含みます。)

退職所得に係る市民税・府民税がある場合に記入してください。
なお，この欄に記入された場合は，納入済通知書の裏面の「市民税・府民税納入申告書」に必要事項を記入したうえで納入するとともに，「退職所得に係る市民税・府民税の特別徴収税額納入内訳届出書」を京都市市税事務所法人税務担当（特別徴収担当）へ提出してください。

予備の納入書を使用されるときは記入してください。

氏名又は名称は訂正できませんが，指定番号に誤りがなければそのまま御使用いただけます。
名称変更等があり，新しい名称の納入書を使用された場合は，京都市ホームページからダウンロードしていただくか，京都市市税事務所法人税務担当（特別徴収担当）へ納入書の再発行を依頼してください。

京都府 京都市 市区町村コード 2 6 1 0 0 9	個人市民税 個人府民税 納入書 (公)
口座番号 01050-9-960166	加入者名 京都市会計管理者
令和 1年 9 月分	指定番号 180001
納 入 金 額 給与分 (一括徴収分を含む)	億 千 百 十 万 千 百 十 円 ￥ 1 1 3 0 0 0
退職所得分	￥ 1 1 4 4 3 0 0
延滞金	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃
合計額	￥ 1 2 5 7 3 0 0
納期限	令和 1年 10月 10日
(特別徴収義務者) 住所又は所在地 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町 488 番地 氏名又は名称 洛中商事株式会社	
上記のとおり納入します。	領収日付印 (金融機関又は郵便局等保管)
※ 日計	

※ 京都市では特別徴収税額の納入について
口座振替制度は御利用いただけません。

※印は郵便局等において使用する欄です。

整理番号(66)

京都市から送付した納入書を使用されない特別徴収義務者の方へ

- 金融機関独自の住民税の自動振替サービス等を利用されている場合は，御利用の金融機関へ特別徴収義務者指定番号を連絡してください。
- 独自に納入書を作成される場合は，全国統一様式に準じた様式にしてください。また，口座番号，加入者名，特別徴収義務者指定番号は必ず記入してください。京都市から送付した納入書は破棄してください。
- 京都市の市区町村コードは「261009」です。

国庫金振込御利用の特別徴収義務者の方へ

京都市の指定金融機関は
「三菱UFJ銀行京都支店」です。
 納入時には，振込明細書に特別徴収義務者指定番号及び特別徴収した年月を必ず記入してください。

給与所得者異動届出書の提出方法

1 手続きについて

受給者（納税義務者）が退職、転勤、休職、死亡等により、給与の支払いを受けなくなった場合は、給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下、「給与所得者異動届出書」といいます。）を京都市市税事務所法人税務担当（特別徴収担当）へ提出してください。（「給与所得者異動届出書」は本手引書の8ページにありますのでコピーして使用してください。また、京都市ホームページからダウンロードもできます。）

なお、「給与所得者異動届出書」を提出されない場合には、当該受給者（納税義務者）に係る特別徴収義務が継続したままとなり、未納金額について督促状等が送付されることがありますので、異動が発生した場合は必ず提出してください。

2 一括徴収(残りの税額をまとめて徴収して納入)の場合

退職の日が令和1年6月1日から12月31日間の受給者（納税義務者）の未徴収税額につきましては、本人からの申出があれば、最後の給与又は退職手当等から一括徴収することができます。

退職の日が令和2年1月1日から4月30日間の受給者（納税義務者）の未徴収税額につきましては、最後の給与又は退職手当等の合計額が未徴収税額に満たない場合を除き、受給者（納税義務者）の意思にかかわらず、一括して徴収しなければなりません。

3 特別徴収税額の決定通知書送達前に異動が生じた場合

給与支払報告書（令和1年中の支払分）を該当市町村に提出した後、令和2年5月31日までの間に、受給者（納税義務者）に異動が生じた場合は、給与の支払いを受けなくなった日の属する月の翌月10日までに、当該受給者（納税義務者）の給与支払報告書を提出した市町村へ「給与所得者異動届出書」を提出してください。

このとき、受給者（納税義務者）が転居したことなどにより、平成31年1月1日現在の住所地と、令和2年1月1日現在の住所地が異なる場合には、両方の市町村へ「給与所得者異動届出書」を提出する必要があります。

(例) 令和1年10月に京都市から大阪市へ転居、令和2年3月31日に退職した場合

年 度	異動届出書提出先	提 出 期 限
平成 31 年度	京都市へ提出	令和 2 年 4 月 10 日
令和 2 年度	大阪市へ提出	令和 2 年 4 月 10 日

4 休業・解散等に伴い特別徴収が継続できなくなる場合

給与支払者（特別徴収義務者）が、休業、解散又は合併等により、特別徴収が継続できなくなる場合には、特別徴収税額の有無にかかわらず、受給者（納税義務者）全員について「給与所得者異動届出書」を提出してください。

給与所得者異動届出書の記載例

1 退職で残りの税額を普通徴収（本人が納付）にする場合

付印 31 市町村税 道府県民税 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(宛先) 京都市長 令和1年12月26日提出

給与支払者	所在地 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地	名称 洛中商事株式会社	個人番号又は法人番号 0123456789012	担当者 人事課 給与係 氏名 鴨川 花子 電話 075-123-4568	30年度 特別徴収 指定番号 宛名番号	31年度 特別徴収 指定番号 180001 宛名番号 5
-------	-------------------------------------	----------------	-----------------------------	---	------------------------------	---

フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 1月1日現在 異動後	キョウト タロウ 京都 太郎 明・大 平 55年5月6日生 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 京都市右京区太秦〇〇町31	特別徴収税額 (年税額) 154,500	徴収済税額 (イ) 6月分から 12月分まで 90,500	未徴収税額 (ウ) 1月分から 5月分まで 64,000	異動年月日 令和1年 12月26日	異動の事由 1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 ※支払少額 支払不定期 上記以外	異動後の未徴収 税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	1月1日以降退職時 までの給与支払額 控除社会保険料額
---	---	----------------------------	---	--	-------------------------	--	---	-----------------------------------

※事業主及び従業員希望のみによる普通徴収への切替はできません。

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者） 所在地 〒 特別徴収指定番号 担当者 氏名 電話
新しい勤務先へは、月割額 円を 月分（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済です。

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

※この欄は、一括徴収（残りの税額をまとめて徴収）の場合のみ記入します。

③ 普通徴収（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。
2 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3 死亡による退職のため。

通信欄（京都市への特段の連絡事項がある場合は直接こちらにご記入ください）

※ 国外に転出される場合は、普通徴収の納税通知書を本人の代わりに国内で受け取り、納税する納税管理人が必要となります。届出先など詳しくは京都市ホームページで御案内しておりますので参照してください。

2 転勤の場合

受給者（納税義務者）が、新たな勤務先において引き続き特別徴収の継続を希望する場合は、必ず事前に新たな勤務先の経理担当者に連絡したうえで、「給与所得者異動届出書」の「新しい勤務先（特別徴収義務者）」欄の所在地、名称、電話番号、月割額及び徴収開始月を記入して提出してください。

付印 31 市町村税 道府県民税 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

(宛先) 京都市長 令和1年12月26日提出

給与支払者	所在地 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地	名称 洛中商事株式会社	個人番号又は法人番号 0123456789012	担当者 人事課 給与係 氏名 鴨川 花子 電話 075-123-4568	30年度 特別徴収 指定番号 宛名番号	31年度 特別徴収 指定番号 180001 宛名番号 5
-------	-------------------------------------	----------------	-----------------------------	---	------------------------------	---

フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 1月1日現在 異動後	キョウト タロウ 京都 太郎 明・大 平 55年5月6日生 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 京都市右京区太秦〇〇町31	特別徴収税額 (年税額) 154,500	徴収済税額 (イ) 6月分から 12月分まで 90,500	未徴収税額 (ウ) 1月分から 5月分まで 64,000	異動年月日 令和1年 12月26日	異動の事由 1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 ※支払少額 支払不定期 上記以外	異動後の未徴収 税額の徴収方法 ① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	1月1日以降退職時 までの給与支払額 控除社会保険料額
---	---	----------------------------	---	--	-------------------------	--	---	-----------------------------------

※事業主及び従業員希望のみによる普通徴収への切替はできません。

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者） 所在地 〒 特別徴収指定番号 担当者 氏名 電話
新しい勤務先へは、月割額 12800円を 1月分（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済です。

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。

1 異動年月日が12月31日以前かつ本人からの申出があったため。
2 異動年月日が1月1日以降かつ特別徴収の継続の希望がないため。

本人印

左記の一括徴収した税額は 月分（翌月10日納期限）で納入します。

③ 普通徴収（一括徴収しない）場合（①・②に当てはまらない場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。

1 異動年月日が6月1日～12月31日かつ本人からの申出がないため。
2 異動年月日が1月1日～4月30日かつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3 死亡による退職のため。

通信欄（京都市への特段の連絡事項がある場合は直接こちらにご記入ください）

退職の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額をまとめて徴収してください。

受付印
31

市町村民税
道府県民税

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

(宛先) 京都市長

令和 年 月 日 提出

給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所在地	担 当 者	係	30年度 特別徴収 指定番号	
	氏名			宛名番号	
	電話			31年度 特別徴収 指定番号	
名称				宛名番号	
個人番号又は法人番号					

フリガナ	氏名	新 姓	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済税額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法	1月1日以降退職時 までの給与支払額
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日生		円	月分から 月分まで	円	年 月 日	1 転勤・転籍 2 退職 3 死亡 4 休職 5 長欠 6 その他 a.支払少額 b.支払不定期 c.上記以外()	① 特別徴収継続 ② 一括徴収 ③ 普通徴収 (本人が納付)	円 控除社会保険料額 円
個人番号									
住 所	1月1日 現在								
	異動後								

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

① 特別徴収継続の場合 (給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	所在地 名 称	特別徴収 指定番号	氏名 担 当 者 電 話	新しい勤務先へは、 月割額 _____ 円を _____ 月分 (翌月10日納期限) から 徴収し、納入するよう連絡済です。
---------------------	------------	--------------	--------------------	---

② 一括徴収の場合 (未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)

該当する項目に○をしてください。	1の場合 本人印	徴収予定額((ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は _____ 月分 (翌月10日納期限) で納入します。
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。			
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。			

③ 普通徴収の (一括徴収しない) 場合 (①・②に当てはまらない場合に記入してください。)

該当する項目に○をしてください。なお異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。	通信欄 (京都市への特段の連絡事項がある場合は直接こちらにご記入ください)
1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。	
2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。	
3 死亡による退職のため。	

注
意
事
項
等

- 本書は、特別徴収の(個人の市町村民税・道府県民税(住民税)を給与差引きしている又は特別徴収の給与支払報告書を提出した)従業員等が、異動(退職・転勤等)した場合にご提出いただく用紙です。
提出期限は、該当の従業員等の異動があった日の翌月10日までです。
従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
- 太線枠内を記入し、ご提出ください。
- 本書とは別に、翌年の1月31日(土日の場合は、2月第1日曜日)までに給与支払報告書(個人別明細書及び総括表)を提出してください。

A	B	C	D	E	F

※この用紙を原紙としてコピーして御使用ください。記載例はページ111に示します。

特別徴収への切替申出書の記載例

新規採用等により新たに特別徴収したい場合や、普通徴収の受給者を特別徴収に切替えたい場合は、この「特別徴収への切替申出書」（次ページにありますのでコピーして使用してください。また、京都市ホームページからダウンロードもできます。）を京都市市税事務所法人税務担当（特別徴収担当）へ提出してください。

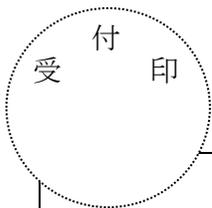
特別徴収への切替申出書																													
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">受 付 印</div> <p style="text-align: center;">(宛先) 京都市長</p> <p>令和 1年 7 月 22日 提出</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">給与支払者 (特別徴収義務者)</td> <td style="width: 55%;"> 所在地(住所) (〒 604 -8571) 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地 フリガナ アヲノノ 名称(氏名) 洛中商事株式会社 </td> <td style="width: 10%;"> 特別徴収義務者 指定番号 180001 </td> <td style="width: 10%; text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">新規</div> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> この申出書に 応答される方 所属 人事課 氏名 鴨川 花子 電話 075-123-4567 </td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所) (〒 604 -8571) 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地 フリガナ アヲノノ 名称(氏名) 洛中商事株式会社	特別徴収義務者 指定番号 180001	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">新規</div>		この申出書に 応答される方 所属 人事課 氏名 鴨川 花子 電話 075-123-4567																						
給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所) (〒 604 -8571) 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地 フリガナ アヲノノ 名称(氏名) 洛中商事株式会社	特別徴収義務者 指定番号 180001	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">新規</div>																										
	この申出書に 応答される方 所属 人事課 氏名 鴨川 花子 電話 075-123-4567																												
切替えを希望する者 (納税義務者)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">現住所</td> <td colspan="3">京都市山科区安朱〇〇町100</td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td>アヲノノ</td> <td>生年月日</td> <td>大・昭・平 50年12月20日 生</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td colspan="3">山科 太郎</td> </tr> <tr> <td>普通徴収 納税者コード (不明の場合は記入不要)</td> <td>区</td> <td>学区</td> <td>町</td> </tr> <tr> <td></td> <td>22</td> <td>11</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>氏名コード</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>33445</td> </tr> </table>	現住所	京都市山科区安朱〇〇町100			フリガナ	アヲノノ	生年月日	大・ 昭 ・平 50年12月20日 生	氏名	山科 太郎			普通徴収 納税者コード (不明の場合は記入不要)	区	学区	町		22	11	22				氏名コード				33445
現住所	京都市山科区安朱〇〇町100																												
フリガナ	アヲノノ	生年月日	大・ 昭 ・平 50年12月20日 生																										
氏名	山科 太郎																												
普通徴収 納税者コード (不明の場合は記入不要)	区	学区	町																										
	22	11	22																										
			氏名コード																										
			33445																										
連絡事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;">普通徴収</td> <td style="width: 15%;">年税額</td> <td style="width: 15%; text-align: right;">44,200 円</td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>納付済額</td> <td style="text-align: right;">11,200 円</td> <td style="text-align: center;">1</td> <td>期分</td> <td>まで納付済</td> </tr> <tr> <td colspan="6">普通徴収の 2 期分から特別徴収への切替えを希望します。</td> </tr> <tr> <td colspan="6">納入書の要否 <input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 不要 <small>すでに納入書を利用している場合・</small></td> </tr> </table>	普通徴収	年税額	44,200 円					納付済額	11,200 円	1	期分	まで納付済	普通徴収の 2 期分から特別徴収への切替えを希望します。						納入書の要否 <input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 不要 <small>すでに納入書を利用している場合・</small>									
普通徴収	年税額	44,200 円																											
	納付済額	11,200 円	1	期分	まで納付済																								
普通徴収の 2 期分から特別徴収への切替えを希望します。																													
納入書の要否 <input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 不要 <small>すでに納入書を利用している場合・</small>																													

前勤務先を退職されて間もない場合等で、普通徴収の納付書をお持ちでない場合は、記入不要です。

記入に当たっての注意点

- * 普通徴収の納期限が過ぎた税額及び過年度分につきましては、特別徴収への切替えはできません。また、「指定納期限」と記載の納付書は、切替えができません。
- * **65歳以上**で公的年金を受給されている方につきましては、**年度途中での給与からの特別徴収への切替えはできません。**
- * 特別徴収開始月は、原則として、以下のとおりとなります（ただし、6月開始の場合は次項のとおり）。特に開始月の希望がある場合は、表外の「開始希望月」欄に記入してください。

- 毎月 **1日から10日まで**に到着した場合…翌月から特別徴収開始
(例) 7月10日に到着した場合…8月開始 (税額通知書は7月末に発送します)
 - 毎月 **11日から月末まで**に到着した場合…翌々月から特別徴収開始
(例) 7月11日に到着した場合…9月開始 (税額通知書は8月末に発送します)
- * 年度当初からの特別徴収開始 (**6月開始**) を希望される場合は、**4月10日必着**で提出してください。それ以降に到着した場合は、開始月が7月以降となります。
- * 二重納付防止のため、本人あてに送付された納期限前の普通徴収の納付書がある場合は、この申出書に同封してください。
本人あての「普通徴収の納税通知書」「納付済の領収証書」「納期限が過ぎた未納付の納付書」については、同封せず、本人に返却してください。
- * 普通徴収の納期限が間近である場合は、事前に京都市市税事務所法人税務担当（特別徴収担当）へ電話で連絡してください。



特別徴収への切替申出書

(宛先) 京都市長 令和 年 月 日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所) (〒 -)	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規
		フリガナ 名称(氏名) ㊟	この申出 書に応答 される方	
				氏名

切替を希望する者 (納税義務者)	現住所				普通徴収	年 税 額	円	
	フリガナ 氏 名		生年月日 大・昭・平 年 月 日生			納付済額	円	期分 まで納付済
	普通徴収 納税者コード (不明の場合は記入不要)	区	学区	町	氏名コード	普通徴収の 期分から特別徴収への切替を希望します。		
	納入書の要否					要 ・ 不要	すでに納入書を利用している場合・ 金融機関振替サービスを利用する場合等	
連絡事項								

- * 普通徴収の納期限が過ぎた税額及び過年度分については、特別徴収への切替はできません。また、「指定納期限」と記載の納付書は、切替ができない場合があります。
- * 65歳以上で公的年金を受給されている方については、年度途中での給与からの特別徴収への切替はできません。
- * 特別徴収開始月は、原則として以下のとおりです。特に開始月の希望がある場合は、下欄に記入してください。
 ○毎月**1日から10日まで**に右記提出先に到着した場合…翌 月
 ○毎月**11日から月末まで**に右記提出先に到着した場合…翌々月
- * 年度当初からの特別徴収開始(6月開始)を希望される場合は、**4月10日必着**で右記提出先に到着するように提出してください。それ以降に到着した場合は、開始月が7月以降となります。
- * 二重納付防止のため、普通徴収の納付書(納期限前のものに限る)を同封してください(納税通知書は同封しないでください。)
- * 普通徴収の納期限が間近である場合は、事前に右記へ電話で連絡してください。

開始希望月	月
月割額の連絡	月 日までに必要

【提出先及び問合せ先】

〒604-8171 京都市中京区
 烏丸通御池下る虎屋町566番地の1
 井門明治安田生命ビル5階
 京都市市税事務所
 法人税務担当(特別徴収担当)
 (電話 075-213-5246)

年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）

ア 様方	特別徴収税額		イ		課税人員		非課税人員	
							ウ	
	月 割 額		人 数	納 付 額		人 数	納 付 額	
		6 月分		↑	12 月分		↑	
		7 月分			1 月分			
		8 月分		エ	2 月分		エ	
		9 月分		↓	3 月分		↓	
		10 月分			4 月分			
11 月分		↓	5 月分		↓			
(備考)		オ						

										(摘要)	
										キ	

カ

- ア 特別徴収義務者の所在地、住所又は送付先及び名称又は氏名を表示しています。
- イ 特別徴収義務者が年間に徴収する税額を表示しています。
- ウ 納税義務者のうち、特別徴収税額のある人数（課税人員）とない人数（非課税人員）を表示しています。（変更通知書には人数の表示はありません。）
- エ 特別徴収税額がある人数（納税者数）及び特別徴収税額の合計額を月別に表示しています。
- オ 納期の特例の承認を受けている場合は、その表示をしています。
- カ 各納税義務者に係る各項目を表示しています。納税義務者用の通知書より表示している項目は少なくなっていますが、各項目の表示内容については納税義務者用の通知書と同じです。
- キ 変更通知書の場合はここに異動理由などを表示していますが、納税義務者用の通知書より簡易に省略した表現になっています。

※ 平成30年度分から、書面により送付する場合は、当分の間、「個人番号」及び「個人番号又は法人番号」の欄は記載しないこととなりました。（当該欄は空欄としています。）

年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）

所得	給与収入	ア	主たる給与以外の合算所得区分	営業等	農業	不動産	配当	給与	雑	譲渡・一時	課税標準	総所得③	シ						
	給与所得	イ		← エ →	← オ →	山林所得	サ												
	その他の所得計	ウ				分離短期譲渡		分離長期譲渡	株式等の譲渡	上場株式等の配当		先物取引							
総所得金額①			オ		雑損	障・寡・勤	医療費	配偶者	社会保険料	配偶者特別	カ	老配		扶養親族該当区分	本人該当区分	繰越損失	シ		
所得控除	小規模企業共済	扶養	基礎	控配	老配	特同老16歳未満	その他	同障	他障	未成年者	他障	特障		他障	寡婦	特寡		特寡	勤労学生
	生命保険料	基礎	所得控除合計②	キ ク ケ															
	地震保険料	所得控除合計②																	
(摘要) ス																			

- ア** 給与収入金額を表示しています。複数の給与支払者から給与が支払われている場合は、それらを合算した金額を表示しています。
- イ** 給与収入金額から給与所得控除額を控除した後の給与所得の金額を表示しています。なお、給与所得の金額が、他の所得の赤字と損益通算される場合は、損益通算前の給与所得の金額を表示しています。
- ウ** 損益通算及び繰越控除後の利子、配当、不動産、事業、譲渡、一時及び雑所得の合計額を表示しています。赤字となる場合は、数字の頭に「-」を付けて表示しています。
- エ** 主たる給与以外に総所得金額として合算される所得がある場合は、それぞれ該当する所得の区分に「*」と表示しています。
- オ** 総所得金額として合算される各所得から損益通算及び繰越控除した後の各所得金額について合算した金額を表示しています。
- カ** それぞれの項目に該当する所得控除額を表示しています。（「障・寡・勤」＝障害者、寡婦及び寡夫並びに勤労学生控除の略）
- キ** 控除対象配偶者がある場合は「控配」欄に、老人控除対象配偶者がある場合は「老配」欄に、それぞれ「*」と表示しています。
- ク** 控除対象配偶者や扶養親族のうち、それぞれ該当する項目に人数を表示しています。（※1）
- ケ** 納税義務者が、それぞれの項目に該当する場合は「*」と表示しています。（※2）
- コ** 所得金額の計算において純損失又は雑損失の繰越控除がある場合は、「*」と表示しています。
- サ** それぞれの項目に該当する課税所得金額を表示しています。（※3）
- シ** 京都市市税条例による減免を適用している場合は、ここに「減免適用」と表示しています。なお、税額の表示などは、減免適用後の金額を表示しています。
- ス** 税額の変更理由、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除の内訳などを表示しています。

(※1)

「特 定」欄	= 特定扶養親族の人数
「同 老」欄	= 同居老親等扶養親族の人数
「老 人」欄	= 老人扶養親族の人数（「同老」該当分を除く）
「16歳未満」欄	= 16歳未満の扶養親族の人数
「その他」欄	= 一般の扶養親族の人数
「同 障」欄	= 同居特別障害者の人数
「特 障」欄	= 特別障害者の人数（「同障」該当分を除く）
「他 障」欄	= 一般の障害者の人数

(※2)

「未成年者」欄	= 未成年者である場合
「特 障」欄	= 特別障害者である場合
「他 障」欄	= 障害者（特別障害者を除く）である場合
「寡 婦」欄	= 寡婦控除（特別寡婦を除く）の要件に該当する場合
「特 寡」欄	= 特別寡婦の要件に該当する場合
「寡 夫」欄	= 寡夫控除の要件に該当する場合
「勤労学生」欄	= 勤労学生控除の要件に該当する場合

(※3)

「総 所 得 ③」欄	= 課税総所得金額
「山 林 所 得」欄	= 課税山林所得金額
「分離短期譲渡」欄	= 課税短期譲渡所得金額
「分離長期譲渡」欄	= 課税長期譲渡所得金額
「株式等の譲渡」欄	= 株式等の課税譲渡所得金額
「上場株式等の配当」欄	= 上場株式等の課税配当所得金額
「先 物 取 引」欄	= 商品先物取引に係る課税事業・雑所得金額

- ・住宅借入金等特別税額控除
- ・寄附金税額控除（ふるさと納税等）

これらの控除額についてはソ欄の金額に含まれています。

税	市民税	税額控除前所得割額④	セ	受給者番号	氏名	指定番号			
		税額控除額⑤	ソ				ト	ナ	ニ
		所得割額⑥	タ						
	均等割額⑦	チ	住所	宛名番号					
	府	税額控除前所得割額④			セ	又			
		税額控除額⑤			ソ				
		所得割額⑥	タ						
	額	均等割額⑦	チ	納付額	6月分	9月分	12月分	3月分	
		特別徴収税額⑧	ツ		7月分	10月分	1月分	4月分	
		控除不足額⑨	テ		8月分	11月分	2月分	5月分	
		既充当額⑩			ネ				
		既納付額⑪			ノ				
差引納付額⑧-⑪-⑨, ⑩									
変更前税額⑫									
増減額(⑧-⑫)									
変更月									

- セ 課税所得金額にそれぞれ適用される税率を乗じて得た税額の合計額を表示しています。
- ソ 調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式譲渡所得割額の控除等の控除額の合計額を表示しています。
- タ 所得割額を表示しています。減免を適用している場合は減免後の所得割額を表示しています。
- チ 均等割額を表示しています。減免を適用している場合は減免後の均等割額を表示しています。
- ツ この通知において特別徴収される年税額を表示しています。市民税及び府民税それぞれの所得割額と均等割額を合計した金額となります。（*「控除不足額⑨」欄に金額の表示がある場合は、納付額とは異なります。）
- テ それぞれの欄は、変更理由などにより次のとおり表示しています。

変更理由など項目	年度当初の新規課税に伴い通知する場合	年度途中の新規課税に伴い通知する場合	税額変更に伴い通知する場合	転勤等による特別徴収義務者の変更に伴い通知する場合
「特別徴収税額」欄	年税額	年税額	変更後の年税額	年税額
「控除不足額」欄	「控除不足額」欄には、控除不足額のある場合にその金額が表示されています。控除不足額がない場合は、年度当初の新規課税に伴う通知については「*****」, それ以外は「0」が表示されています。「既充当額」欄には、既に充当された金額のある場合に、その金額が表示されています。既に充当された金額がない場合は「*****」が表示されています。			
「既充当額」欄	*****	「0」	*****	旧特別徴収義務者から特別徴収すべき税額
「既納付額」欄	年税額	年税額	*****	新特別徴収義務者から特別徴収する税額
「変更前税額」欄	*****	*****	変更前の税額	*****
「増減額」欄	*****	*****	変更に伴う増減税額	*****
「変更月」欄	*****	特別徴収を開始する月	変更開始月	新特別徴収義務者から特別徴収を開始する月

- ト 給与支払報告書に記載されている受給者番号を表示しています。（ただし、20桁まで）
- ナ 氏名及び住所は、通知書を作成する際に把握している最新のものを表示しています。したがって、給与支払報告書に記載している賦課期日（1月1日）現在のものと異なっている場合があります。なお、京都市から転出した人が再度転居した場合、再転居前の住所を表示している場合があります。氏名についても、転出後に氏名（姓）を変更された場合、旧の氏名（姓）を表示している場合があります。
- ニ 特別徴収義務者指定番号を表示しています。
- 又 特別徴収義務者ごとに各納税義務者に付した宛名番号を表示しています。
- ネ 各月に徴収する特別徴収税額を表示しています。変更通知書の場合は、変更後の各月の税額を表示しています。
- ノ 受給者の賦課期日現在の住所地の市税事務所市民税担当を表示しています。税額通知書の個別具体的な内容に関しては、受給者本人から直接当該市税事務所市民税担当へお問い合わせください。

退職手当等からの特別徴収の手続方法

1 退職手当等とは

退職手当，一時恩給等その他名称を問わず，退職によって一時に受ける給与及びこれらの性質を有する給与をいいます。

2 徴収及び納入について

退職手当等の支払者（特別徴収義務者）は，退職手当等の支払いをする際，退職手当等に係る市民税・府民税の合計額を徴収し，徴収した月の翌月の10日（休日又は金融機関の休業日に当たる場合は，その翌営業日）までに，退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在における受給者（納税義務者）の住所地の市町村に納入することとされています。

3 「退職手当等の支払いを受けるべき日」とは

退職手当等の支払いを受ける権利が確定する日をいい，通常は退職した日になります。

また，会社役員等の退職手当等で，その法人の定款等により株主総会等の決議を要するものについては，その決議があった日になります。ただし，その決議が退職手当等を支給することだけを定めるにとどまり，具体的な支給金額を定めていない場合には，その金額が具体的に定められた日になります。

4 退職手当等に係る市民税・府民税が課税されない方及び徴収の必要のない方について

退職手当等に係る市民税・府民税が課税されない方	①退職手当等の収入金額が，退職所得控除額（ 16,17 ページ参照）より少ない場合 ②退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において，生活保護法の規定による生活扶助を受けている場合
退職手当等に係る市民税・府民税を徴収する必要のない方	①退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在において，国内に住所を有しない場合 ②受給者（納税義務者）本人の死亡により支払われる退職手当等で，相続税の課税対象となる場合

5 納入手続について

退職手当等に係る特別徴収税額を納入する際は，同封の「給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収の納入書」の「退職所得分」欄に該当税額を記入するとともに，**納入書裏面**の「市民税・府民税 納入申告書」に必要事項を記入したうえで納入してください。

納入書の書き方については**5** ページを，納入申告書の書き方については**18** ページを参照してください。納入場所は**3** ページに掲載しています。

6 納期の特例について

退職手当等に係る特別徴収税額の納入に当たっては，給与所得等に係る特別徴収税額と同様に，納期の特例制度を利用することができます。詳しくは**4** ページを参照してください。

7 「退職所得申告書」について

退職手当等の受給者（納税義務者）は、その支払いを受ける時まで、「退職所得申告書」（所得税の「退職所得の受給に関する申告書」と同一様式となっており、税務署で配布しています。）を退職手当等の支払者（特別徴収義務者）に提出することとなっています。

なお、「退職所得申告書」は、本来、退職手当等の支払者（特別徴収義務者）を経由して、退職手当等の支払いを受けるべき日の属する年の1月1日現在における住所地の市町村へ提出することとなっていますが、退職手当等の支払者（特別徴収義務者）は、市町村長から特に提出を求められた場合以外は、提出する必要はありません。（退職手当等の支払者（特別徴収義務者）が保管することになっています。）

退職手当等の支払者（特別徴収義務者）は、「退職所得申告書」に基づき退職手当等に係る市民税・府民税の額（特別徴収税額）を計算することになります。

具体的な計算方法は **16,17** ページを参照してください。

8 提出書類について

退職手当等の支払いを行った場合は、下表のとおり、受給者の区分に応じた書類を提出してください。エルタックスを利用して提出することも可能です。

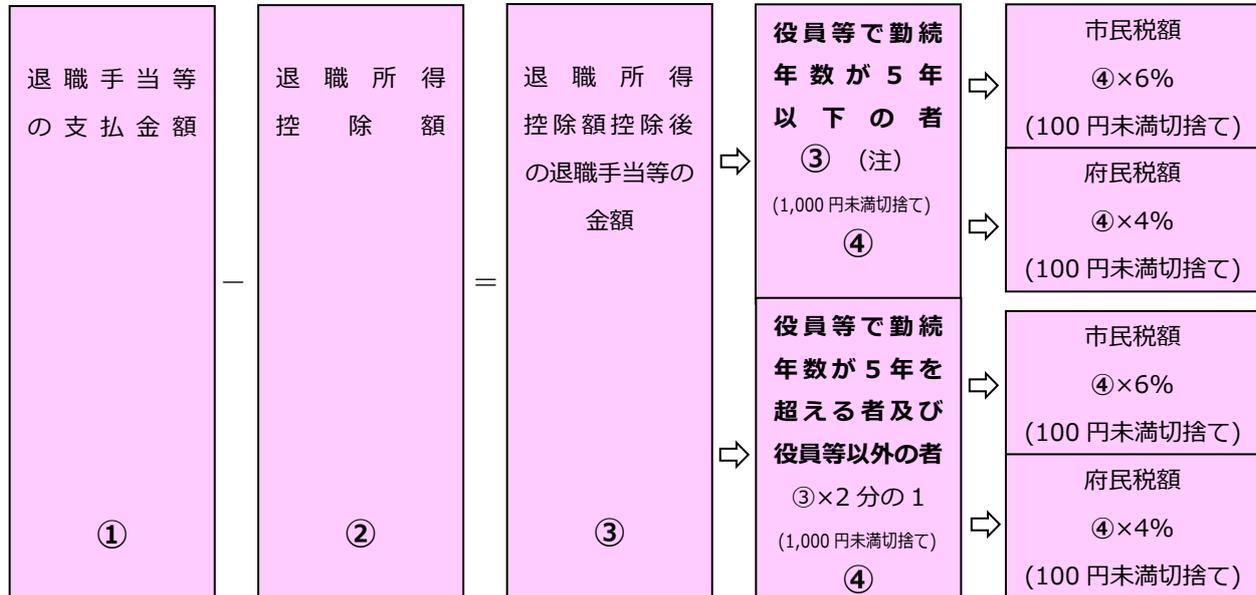
提出書類	区分	退職手当等の受給者（納税義務者）が 法人の役員 である場合（注）	退職手当等の受給者（納税義務者）が 一般の従業員 である場合
特別徴収票 （所得税の退職所得の源泉徴収票と同一の用紙となっており、税務署で配布しています。）		要提出 課税の有無に係わらず、退職の日以後1月以内に、京都市市税事務所法人税務担当（特別徴収担当）へ1部提出してください。	提出不要（※） （※退職所得申告書に「支払済みの他の退職手当等がある」旨が記載されている場合は提出が必要です。）
退職所得に係る市民税・府民税の特別徴収税額納入内訳届出書 （本手引書の19ページにありますのでコピーして使用してください。京都市ホームページからダウンロードもできます。）		退職所得に係る市民税・府民税が課税される場合は京都市市税事務所法人税務担当（特別徴収担当）へ提出してください。 （記載方法は18ページを参照してください。） 退職所得に係る市民税・府民税が課税されない場合は 提出不要 です。	
納入申告書 （納入書裏面）		退職所得に係る市民税・府民税が課税される場合は、納入時に記載し 金融機関に提出 してください。金融機関を通じて京都市に提出されます。 （記載方法は18ページを参照してください。） 退職所得に係る市民税・府民税が課税されない場合は 提出不要 です。	

（注）ここに記載されている法人とは、人格のない社団又は財団も含まれます。また法人の役員とは、取締役、理事、監事、清算人又はその他役員（相談役及び顧問を含みます。）のことをいいます。

退職手当等からの特別徴収税額の計算方法

1 特別徴収税額の計算方法

退職手当等に係る市民税・府民税は、次の手順により算出してください。



(注) 退職手当等の支払者の役員等（役員等としての勤続年数が5年以下の者に限ります。）

が、当該退職手当等の支払者から、役員等の勤続年数に対応するものとして支払いを受ける退職手当等のうち、平成25年1月1日以後に支払われるべき退職手当等については、退職所得控除額を控除した残額の2分の1とする措置の適用はありません。

※「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。

- ① 法人税法第2条第15号に規定する役員
- ② 国会議員及び地方議会議員
- ③ 国家公務員及び地方公務員

2 退職所得控除額の計算

退職所得控除額は、下記(1)～(3)により算出してください。また、17ページに「退職所得控除額表」（勤続年数と控除額の一覧表）を掲載しています。

(1) 退職所得控除額の計算方法

勤続年数	退職所得控除額
勤続年数が20年以下の場合	40万円×勤続年数（80万円に満たない場合は、80万円）
勤続年数が20年を超える場合	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

(2) 勤続年数について

退職所得控除額の計算をする際は、勤続年数に1年未満の端数がある場合、これを切り上げて1年とします。

(3) 障害者になったことに基因して退職した場合

退職手当等の受給者（納税義務者）が、障害者になったことに直接基因して退職した場合は、上記(1)の計算によって算出した金額に100万円を加算した金額を退職所得控除額とします。

(4) 退職所得控除額表

勤続 年数	退職所得 控除額	勤続 年数	退職所得 控除額	勤続 年数	退職所得 控除額	勤続 年数	退職所得 控除額
年	万円	年	万円	年	万円	年	万円
1	80	11	440	21	870	31	1,570
2	80	12	480	22	940	32	1,640
3	120	13	520	23	1,010	33	1,710
4	160	14	560	24	1,080	34	1,780
5	200	15	600	25	1,150	35	1,850
6	240	16	640	26	1,220	36	1,920
7	280	17	680	27	1,290	37	1,990
8	320	18	720	28	1,360	38	2,060
9	360	19	760	29	1,430	39	2,130
10	400	20	800	30	1,500	40	2,200

3 算出上の注意点

- (1) 「退職所得申告書」に「支払済みの他の退職手当等がある」旨が記載されている場合

支払われる退職手当等の支払金額と退職所得申告書に記載されている支払済みの他の退職手当等の支払金額を合算した金額から、退職所得控除額を控除した金額について特別徴収税額を求め、その税額から支払済みの他の退職手当等から徴収された又は徴収されるべき税額を控除して算出してください。

また、この場合、退職手当等の受給者（納税義務者）が一般の従業員であっても特別徴収票の提出が必要となります。

- (2) 「退職所得申告書」の提出がない場合

16 ページ「1 特別徴収税額の計算方法」の要領で計算してください。

- (3) 退職手当等を分割支給する場合

受給者（納税義務者）に退職手当等を分割して支払う場合は、まず、支払うべき退職手当等の総額について特別徴収税額を算出してください。この算出された税額を、各々の分割した支払金額の割合にあん分し、支払いのつど徴収し納入してください。（100 円未満の端数がある場合は最初の納入時に加算してください。）

退職所得に係る市民税・府民税の **納入申告書・納入内訳届出書** の記載例

退職手当等から市民税・府民税を特別徴収した人員を記入してください。

表面の納入書と同じ「年・月」を記入してください。

人員欄に記入された者に対して支払った退職手当等の金額の合計額を記入してください。

退職手当等から特別徴収した市民税及び府民税のそれぞれの合計額を記入してください。

退職手当等の支払者（特別徴収義務者）の住所又は所在地、氏名又は名称を記入し、押印してください。

退職手当等の支払者（特別徴収義務者）の法人番号又は個人番号を記入してください。

市民税 府民税		納入申告書	
(宛先)京都市長		(受付印)	
令和 1年10月10日 提出			
令和 1年9月分	人員	2 人	
退職手当等 支払金額	十 億 千 百 十 万 千 百 十 円	¥36438770	
特別徴収額	市民税	¥686600	
	府民税	¥457700	
特別徴収義務者	住所又は所在地	604-8571 京都市中京区寺町通御池上る 上本能寺前町488番地	
	氏名又は名称	洛中商事株式会社 	
法人番号又は個人番号	1234567890111		
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。			

用紙は納入書裏面にあり。納入時に金融機関に提出 ⇨

⇩京都市市税事務所法人税務担当（特別徴収担当）まで提出

退職所得に係る市民税・府民税の特別徴収税額納入内訳届出書

受付印 (宛先)京都市長 令和1年10月5日提出	特別徴収義務者の所在地(住所)・名称(氏名) 所在地(住所): 〒604-8571 京都市中京区 寺町通御池上る上本能寺前町488番地 名称(氏名): 洛中商事株式会社 	特別徴収義務者指定番号 180001
納入月 令和1年9月分	納入年月日 令和1年10月10日	報告人員 2人
納入金額 1,144,300円	担当者の所属・氏名・電話番号 (所属) 人事課 (氏名) 鴨川 花子 (電話) 075-123-4567	

退職手当等の支払いを受ける者の住所・氏名	退職所得控除額の計算基礎となった勤続期間及び勤続年数	退職手当等の支払金額及び支払日 (ア)	退職所得控除額 (イ)	退職所得控除後の金額 (ア) - (イ)	徴収した市民税・府民税額
住所 京都市北区紫野 〇〇町33 氏名 左京 二郎	自 平成59年10月1日 至 令和7年9月30日 勤続35年(一年未満は切り上げ)	27,485,570円 令和1年9月28日	18,500,000円	8,985,570円	市民税額 269,500円 府民税額 179,600円 合計税額 449,100円
他の支払者からの退職手当等を合算したうえで特別徴収税額を算出した場合は、計算内訳をここに記入してください。					
住所 京都市伏見区 〇〇町681 氏名 右京 三郎	自 平成27年1月1日 至 令和7年9月19日 勤続4年(一年未満は切り上げ)	8,953,200円 令和1年9月19日	2,000,000円	6,953,200円	市民税額 477,100円 府民税額 278,100円 合計税額 695,200円
この欄に書ききれない場合は、計算内訳書を添付してください。					

役員以外の例
役員の例

退職手当等を分割して支給する場合は、以下の欄に記入してください。

退職手当等の支払いを受ける者の住所・氏名	住所	退職所得控除額の計算基礎となった勤続期間	勤続年数 (一年未満は切り上げ)	退職手当等の支払金額 (ア)	退職所得控除額 (イ)	退職所得控除後の金額 (ア) - (イ)				
	氏名									
退職手当等の分割内訳	分割支払期間	分割回数	退職手当等の支払金額	既に支払った金額及び税額 ①	今回支払う金額及び税額 ②	未払い金額及び税額 (ア) - (①+②)				
	年 月 から	回分割のうち 回目					市民税額 ③	円	円	円
	年 月 まで						府民税額 ④	円	円	円
	今回の支払日	[分割回数が多い場合は分割 明細書を添付してください。]					合計税額 ③+④	円	円	円

(注) 特定役員とは、法人税法第2条第15号に規定する役員、国会議員及び地方議会議員並びに国家公務員及び地方公務員で、役員等としての勤続年数が5年以下である人をいいます。



退職所得に係る市民税・府民税の特別徴収税額納入内訳届出書

(宛先) 京都市長

特別徴収義務者の所在地（住所）・名称（氏名）

所在地（住所）：

名称（氏名）：

特別徴収義務者指定番号

担当者の所属・氏名・電話番号

（所属）

（氏名）

（電話）



令和 年 月 日提出

納入月

令和 年 月 分

納入年月日

令和 年 月 日

報告人員

人

納入税額

円

退職手当等の支払いを受ける者の住所・氏名	退職所得控除額の計算基礎となった勤続期間及び勤続年数	退職手当等の支払金額及び支払日（ア）	退職所得控除額（イ）	退職所得控除後の金額（ア）－（イ）	徴収した市民税・府民税額	
住所	自 年 月 日 至 年 月 日 勤続 年（一年未満は切上げ）	円 年 月 日	円	円	市民税額	円
氏名	左の者が 特定役員 （注）である場合は○をしてください。（法人の役員の場合は 特定役員 退職所得の特別徴収票の提出も必要です。）	他の退職手当等の支払金額がある場合の計算内訳			合計税額	円
障害者になったことに直接起因して退職した場合は○をしてください。						
住所	自 年 月 日 至 年 月 日 勤続 年（一年未満は切上げ）	円 年 月 日	円	円	市民税額	円
氏名	左の者が 特定役員 （注）である場合は○をしてください。（法人の役員の場合は 特定役員 退職所得の特別徴収票の提出も必要です。）	他の退職手当等の支払金額がある場合の計算内訳			合計税額	円
障害者になったことに直接起因して退職した場合は○をしてください。						

（注）特定役員とは、法人税法第2条第15号に規定する役員、国会議員及び地方議会議員並びに国家公務員及び地方公務員で、役員等としての勤続年数が5年以下である人をいいます。

退職手当等を分割して支給する場合は、以下の欄に記入してください。

退職手当等の支払いを受ける者の住所・氏名	住所	氏名	退職所得控除額の計算基礎となった勤続期間	勤続年数（一年未満は切上げ）	退職手当等の支払金額（ア）	退職所得控除額（イ）	退職所得控除後の金額（ア）－（イ）
		障 害 特定役員	自 年 月 日 至 年 月 日	年	円	円	円
退職手当等の分割内訳	分割支払期間	分割回数		退職手当等の支払金額及び税額（ア）	既に支払った金額及び税額 ①	今回支払う金額及び税額 ②	未払い金額及び税額（ア）－（①＋②）
	年 月 から 年 月 まで	回分割のうち 回目	退職手当等の支払金額	円	円	円	円
	今回の支払日	[分割回数が多い場合は分割 明細書を添付してください。]	市民税額 ③	円	円	円	円
	年 月 日		府民税額 ④	円	円	円	円
		合計税額 ③＋④	円	円	円	円	

名称等の変更届出書の記載例

次の場合には、「給与所得等に係る特別徴収義務者の**名称等の変更届出書**」（次ページにありますので**コピーして使用してください**。また、京都市ホームページからダウンロードもできます。）を京都市市税事務所法人税務担当（特別徴収担当）まで提出してください。

- ・ 給与支払者の所在地、住所が変更された場合
- ・ 給与支払者の名称（社名）、氏名が変更された場合
- ・ 特別徴収税額の通知書等の送付先の変更を希望される場合
- ・ 合併による変更が生じた場合
- ・ その他、特別徴収事務に関する取扱いを変更された場合

給与所得等に係る特別徴収義務者の名称等の変更届出書

付 受 印	下記には届出日における所在地又は住所、名称及び代表者名又は氏名等を記入してください。		
(宛先) 京都市長 令和 1 年 8 月 20 日提出	特別徴収義務者 (給与支払者)	所在地又は住所 〒 604 - 8571 京都市中京区 寺町通御池地上上本能寺前町 488 番地	特別徴収義務者 指 定 番 号 180001
		名称及び代表者名又は氏名 洛中商事株式会社 代表取締役社長 洛中 正子	法人番号 1234567890111
		所 属 人事課	
		連絡先 担当者氏名 鴨川 花子	
		電 話 番 号 075 - 123 - 4567	

特別徴収義務者 (給与支払者)	変 更 前		変 更 後	
	フリガナ	キョウトシキョウコウシヤ オウチヤウ	キョウトシキョウコウシヤ オウチヤウ	キョウトシキョウコウシヤ オウチヤウ
所在地 又は住所	〒 606-8511 京都市左京区 吉田〇〇町1番地	〒 604-8571 京都市中京区 寺町通御池地上上本能寺前町 488 番地	〒 604-8571 京都市中京区 寺町通御池地上上本能寺前町 488 番地	〒 604-8571 京都市中京区 寺町通御池地上上本能寺前町 488 番地
フリガナ	ラクチュウシヤキョウシヤ カブ シヤカ イヤ	ラクチュウシヤキョウシヤ カブ シヤカ イヤ	ラクチュウシヤキョウシヤ カブ シヤカ イヤ	ラクチュウシヤキョウシヤ カブ シヤカ イヤ
名 称 又は氏名	洛中商事株式会社	洛中商事株式会社	洛中商事株式会社	変更なし
電話番号	075 - 111 - 1111	075 - 111 - 1111	075 - 123 - 4567	075 - 123 - 4567

変更年月日	令和 1 年 8 月 15 日
変更理由	<div style="font-size: x-small;"> (1) 所在地、住所変更理由 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所の移転（登記簿所在地の変更（有・無） （有・無のいずれかに○を付けてください。） <input type="checkbox"/> その他（ ） (2) 名称、氏名変更理由 <input type="checkbox"/> 社名・氏名変更 <input type="checkbox"/> その他（ ） (3) 送付先変更理由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消 ※新規に送付先を設定される場合は、変更後の欄に送付先の所在地又は住所及び名称又は氏名を記入してください。 (4) 合併による変更（登記上の扱いを記入してください。） <input type="checkbox"/> 新設合併 変更前の欄に消滅した法人の名称、所在地を記入してください。 （特別徴収義務者指定番号： ） 変更後の欄に新設した法人の名称、所在地を記入してください。 <input type="checkbox"/> 吸収合併 変更前の欄に消滅した法人の名称、所在地を記入してください。 （特別徴収義務者指定番号： ） 変更後の欄に合併後存続する法人の名称、所在地を記入してください。 （特別徴収義務者指定番号： ） ※合併後に名称、所在地を変更した場合は、届出書を別途作成して提出してください。 ※特別徴収義務者指定番号は京都市から指定されている指定番号を記入してください。 (5) その他 <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一元化 <input type="checkbox"/> その他（ ） </div>

※ 合併の場合、受給者（納税義務者）全員分の「給与所得者異動届出書」（転勤・退職等）についても必ず提出してください。

記入に当たっての注意点

- (1) 休業、解散又は合併により、特別徴収が継続できなくなる場合には、特別徴収税額の有無に関わらず受給者（納税義務者）全員について「給与所得者異動届出書」を京都市市税事務所法人税務担当（特別徴収担当）へ提出してください。
- (2) 法人市民税については、別途、「法人等設立・解散・変更届出書」（京都市ホームページからダウンロードできます。）を京都市市税事務所法人税務担当（法人市民税担当）へ提出してください。

給与所得等に係る特別徴収義務者の名称等の変更届出書



下記には届出日における所在地又は住所、名称及び代表者名又は氏名等を記入してください。

(宛先) 京都市長 令和 年 月 日提出	特別徴収義務者 (給与支払者)	所在地又は住所 〒 —	特別徴収義務者 指 定 番 号	
		名称及び代表者名又は氏名 ⑩	法人番号	
連絡先	所 属			
	担当者氏名			
			電 話 番 号	— —

特別徴収義務者 (給与支払者)	変 更 前		変 更 後	
	フリガナ			
	所 在 地 又は住所	〒 —	〒 —	
	フリガナ			
	名 称 又は氏名			
	電話番号	— —	— —	

変更年月日	令和 年 月 日
変 更 理 由 該 当 す る 項 目 に ☑ し て く だ さ い。	<p>(1) 所在地、住所変更理由</p> <input type="checkbox"/> 事務所の移転（登記簿所在地の変更 有・無） （有・無のいずれかに○を付けてください。） <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<p>(2) 名称、氏名変更理由</p> <input type="checkbox"/> 社名・氏名変更 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<p>(3) 送付先変更理由</p> <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取消 ※新規に送付先を設定される場合は、変更後の欄に送付先の所在地又は住所及び名称又は氏名を記入してください。
	<p>(4) 合併による変更（登記上の扱いを記入してください。）</p> <input type="checkbox"/> 新設合併 変更前の欄に消滅した法人の名称、所在地を記入してください。 （特別徴収義務者指定番号： ） 変更後の欄に新設した法人の名称、所在地を記入してください。 <input type="checkbox"/> 吸収合併 変更前の欄に消滅した法人の名称、所在地を記入してください。 （特別徴収義務者指定番号： ） 変更後の欄に合併後存続する法人の名称、所在地を記入してください。 （特別徴収義務者指定番号： ） ※合併後に名称、所在地を変更した場合は、届出書を別途作成して提出してください。 ※特別徴収義務者指定番号は京都市から指定されている指定番号を記入してください。
	<p>(5) その他</p> <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一元化 <input type="checkbox"/> その他（ ）

※ 合併の場合、受給者（納税義務者）全員分の「給与所得者異動届出書」（転勤・退職等）についても必ず提出してください。

京都市のお問い合わせ先

給与所得等に係る特別徴収事務についてのお問い合わせ先 給与支払報告書や給与所得者異動届出書の提出先

京都市市税事務所 法人税務担当（特別徴収担当）	〒604-8171 京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566番地の1 井門明治安田生命ビル5階	電話番号 (075) 213-5246
		F A X (075) 213-5305
※ 来庁される際は、公共交通機関を御利用ください。ビル駐車場を利用される場合は有料です。 ビル駐輪場はありませんが、近隣に駐輪場「まちかど駐輪場」（30分まで無料）があります。 <地下鉄>「烏丸御池」出入口4-2番 <市バス>「烏丸御池」下車すぐ		

京都市の市区町村コードは「261009」です。京都市の指定金融機関は「三菱UFJ銀行京都支店」です。

個人の課税内容に関するお問い合わせ先

京都市市税事務所		※ 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）の個人の課税内容に関しては、受給者本人からお住まいの地域を担当する市税事務所市民税担当へお問い合わせください。			
担当名	担当地域	電話番号（直通）	担当名	担当地域	電話番号（直通）
市民税 第1担当	北区 上京区	(075)746-5824	市民税 第3担当	西京区 西京区洛西	(075)746-5849
	中京区	(075)746-5819		右京区	(075)746-5843
市民税 第2担当	伏見区 伏見区深草	(075)746-5834	市民税 第4担当	下京区 南区	(075)746-5872
	山科区 伏見区醍醐	(075)746-5837		左京区 東山区	(075)746-5863

京都市の関連ホームページ

京都市役所ホームページ		京都市情報館 https://www.city.kyoto.lg.jp/
申請書・届出書のダウンロード	「京都市情報館」トップページ左上の 暮らしの情報 をクリック → 市税 → 申請書届出書ダウンロード → 申請書・届出書ダウンロードサービス一覧（法人・事業所関係） ○ダウンロードしていただける申請書・届出書等 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 特別徴収への切替申出書、特別徴収用納入書 退職所得に係る市民税・府民税の特別徴収税額納入内訳届出書 給与所得等に係る特別徴収義務者の名称等の変更届出書 納期の特例に関する申請書、納期の特例取消し届出書 給与支払報告書（総括表・個人別明細書）・普通徴収への切替理由書	
特別徴収制度 給与支払報告書の提出	「京都市情報館」トップページ左上の 暮らしの情報 をクリック → 市税 → 市税の種類 → 個人市・府民税（特別徴収） / 給与支払報告書	
市民税・府民税の制度	「京都市情報館」トップページ左上の 暮らしの情報 をクリック → 市税 → 市税の種類 → 個人市・府民税	

※各種届出書の郵送による提出の際に、以下のタグを切り取って、封筒に貼って使用してください。

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566 番地の 1
井門明治安田生命ビル 5 階
京都市市税事務所
法人税務担当（特別徴収担当）

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566 番地の 1
井門明治安田生命ビル 5 階
京都市市税事務所
法人税務担当（特別徴収担当）

〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町 566 番地の 1
井門明治安田生命ビル 5 階
京都市市税事務所
法人税務担当（特別徴収担当）